



看護問題対策委員会ニュース

全日本赤十字労働組合連合会 NO.12-05 2013.5.21

全日赤看護学習交流集会報告①

5月18日（土）医療労働会館で、看護学習交流集会を開催し、17単組42名が参加しました。『それ、パワハラです』の著者である笹山弁護士（東京法律事務所）より、「ハラスメント対策における情勢と労働組合の役割」と題し、講演をしていただきました。今回は、講演の内容をご紹介します。

★ 証拠を残すことがなにより大事

パワハラ裁判では、パワハラの責任追及をすると加害者は「近いことを言ったかもしれないが侮蔑的なことは言っていない」と事実を認めない場合と、「これは愛のムチ。あなたのために言った」と言った事実を認めるが言い訳する場合がありますが、ICレコーダーなど活用し記録（証拠）を残すことが重要だと言われました。

証拠の残し方は、①本人の証言（当事件を書いたメモ、携帯メール、ICレコーダーに言われたことをつぶやいて録音する）②第三者の証言（朝礼など人前でパワハラが起こっている時に有効）③紙媒体の記録（タイムカード→パワハラの背景には長時間労働もあるため）④ICレコーダーの記録（自己防衛のため録音しても問題ない）などの方法があります。

★ パワハラは職場全体の問題

被害者が休職したり退職したらパワハラが解決するものではなく、長時間労働と人手不足からくる職場のギスギス感が改善されない限り、同じようなパワハラが起こりもんだいが解決しないと、パワハラは個人の問題でなく職場全体の問題であることわかりました。被害者を職場で孤立させず、職場全体でパワハラを許さない雰囲気や環境づくりに取り組む事が大切です。

★ 労働組合の活躍で和解に

笹山先生は「職場で労働組合があっても、パワハラ事件は取り扱わないという労働組合があった。このケースは裁判になったがこんな残念なことはない」と、被害者を見捨てず、奮闘したことにより、職場内の世論を変え、裁判判決では敗訴が予想された事例を和解に導いた労働組合の活躍を話され、労働組合の果たすべき役割が明確になり、パワハラ問題の解決に展望が開け、聞いている私たちも元気が出てきました。

★ 遠慮しないで介入を

参加者の「被害者が事を荒立てたくない場合どこまで踏み込んで良いのか？」の質問に「遠慮しないで介入すべき。被害が重篤になるほど社会復帰も難しくなる」や「医師のパワハラにどう対応すればよいのか？」には、「第三者でもわかる具体的な資料をつくり事実関係をつかまえておくこと」、「当事者医師にパワハラの話（講義）をさせること」、「病院主催で弁護士にパワハラの話（講義）をさせる」など、具体的に答えていただき、先生の書かれた書籍（『それパワハラです』）は完売しました。

次号（特定看護師問題について）つづく